

第69回 税理士試験 相続税法

●はじめに

第一問（理論）

本年の理論は、近年の問題同様、解答項目のわかり易い問題であった。

問1は、相続時精算課税の適用要件及び適用手続について、本法の規定と措置法を網羅的に問う問題であった。今年の予想A・Bランク理論であるため、TACの受講生は精度の高い答案を作成することができたであろう。なお、法21条の18（相続時精算課税選択届出書の提出前に死亡した場合）や、措置法の各特例に規定する受贈者の定義等も広義には解答に挙がるかもしれないが、解答スペースや制限時間を考慮すると、記述しなくても合否に影響しないと思われる。

問2は、相続税の課税価格の計算の特例のうち、災害があった場合に適用可能な規定に限定して問う問題であった。こちら、予想Aランク理論の「課税価格に算入すべき価額の関連規定」からの出題であったが、災害関係の規定までしっかり押さえていた受講生は、さほど多くないであろう。措置法（特定非常災害に関する特例）をどれだけ記述できたかが合否の分かれ目になるのではないかと。災害減免法については、正確な記述ができなくても、作文的な記述で充分と思われる。

問1、問2とも、新設規定中心の出題であった。これは近年の出題傾向であり、今後も続くと思われる。

第二問（計算）

ここ2年間の本試験の傾向と同様、未学習論点はなく基本的な論点中心の出題となっていた。資料の与えられ方で戸惑った部分があるかもしれないが、ボリューム自体は標準的であり、最終値までたどり着いた受験生も一定数いたはずである。また、難易度も平易であったため、ケアレスミスの有無が合否に大きく影響するであろう。

Z-69-E [第一問] 解答

問1 相続時精算課税について、次の問に答えなさい。

- (1) 相続時精算課税について、相続税法に規定されている適用要件及び適用手続を説明しなさい。
- (2) (1)の相続時精算課税の適用要件については、租税特別措置法において各種の特例措置が設けられているが、それらを列挙し簡潔に説明しなさい。

(25点)

(1) 相続税法に規定されている適用要件及び適用手続

① 適用要件（法21の9①）**5**

贈与により財産を取得した者が贈与者の推定相続人（その贈与者の直系卑属である者のうちその年1月1日において20歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、相続時精算課税の規定の適用を受けることができる。

② 適用手続（法21の9②）**4**

①の規定の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期間内に相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 租税特別措置法に設けられている特例措置の適用要件

① 相続時精算課税適用者の特例（措法70の2の6①）**4**

平成27年1月1日以後に贈与により財産を取得した者が贈与者の孫（その年1月1日において20歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者がその年1月1日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続時精算課税の規定を準用する。

② 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る特例（措法70の2の7①）**4**

贈与により個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者（その贈与者の孫を除き、その年1月1日において20歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その特例事業受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

③ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例に係る特例（措法70の2の8）**4**

贈与により非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者が特例贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者（その特例贈与者の孫を除き、その年1月1日において20歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その特例経営承継受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

④ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法70の3①）**4**

平成15年1月1日から平成33年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築等のための対価に充ててその新築等をした場合において、同日までにその家屋をその特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実にできると見込まれるときは、その特定受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

問2 租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律で規定され、災害があった場合に適用が可能とされている相続税の課税価格の計算の特例について、それぞれの内容を説明しなさい。

なお、民法第958条の3に規定する特別縁故者に対する相続財産の分与についての記載は要しない。

(25点)

1 特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例

(1) 内 容（措法69の6①）**10**

特定非常災害発生日前に相続又は遺贈（被相続人からの相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下1において同じ。）により財産を取得した者があり、かつ、その相続又は遺贈に係る相続税の申告期限がその特定非常災害発生日以後である場合において、その者がその相続もしくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産（その特定非常災害発生日の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、生前贈与加算又は相続時精算課税の規定の適用を受けるものに限る。）でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、特定土地等又は特定株式等があるときは、その特定土地等又は特定株式等については、相続税の課税価格に算入すべき価額又は生前贈与加算もしくは相続時精算課税の規定により相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、評価の原則の規定にかかわらず、特定非常災害の発生直後の価額として一定の金額とすることができる。

(2) 手 続（措法69の6③）**3**

① (1)の規定は、(1)の申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正請求書にこの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。

② ①の規定の適用については、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 申告期限前に災害による被害を受けた場合の相続税の課税価格の計算

(1) 内 容（災免法6①）**6**

相続税の納税義務者で災害により相続又は遺贈により取得した財産について申告期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

(2) 甚大な被害の判定 (災免令12①) **3**

相続税の納税義務者で、相続又は遺贈により取得した財産について申告期限前に災害により被害を受けた場合において次の要件のいずれかに該当するものの納付すべき相続税については、これらの事由により取得した財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除して、これを計算する。

- ① 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
- ② 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき動産等の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(3) 手続 (災免令12③) **3**

(1)の規定の適用を受けようとする者は、相続税又は贈与税の期限内申告書(これらの申告書を提出しなかったことについて正当な事由があると認められる者がこれらの申告期限後に提出した申告書を含む。)に、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

▶理論合格ライン◀

問1の合格確実ラインは23点、ボーダーラインは19点程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは22点、ボーダーラインは16点程度であると思われる。

Z-69-E [第二問] 解答

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算 (36点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算 (16点)(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地H	配偶者乙	2 78,848,000	$350,000 \times 1.00 \times 0.88 \times 256\text{m}^2 = 78,848,000$ $\text{※ } \frac{64\text{m}^2}{256\text{m}^2} = 0.25 \geq 0.20, \text{ かつ、北 } \therefore 0.88$
家屋I	配偶者乙	24,000,000	$48,000,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} = 24,000,000$
宅地J	子 A	2 213,269,760	$850,000 \times 0.96 \times 0.99 \times 330\text{m}^2 = 266,587,200$ $\text{※ } \frac{33\text{m}}{10\text{m}} = 3.3 \therefore 0.99$ $266,587,200 \times \frac{80}{100} = 213,269,760$
家屋K	子 A	15,400,000	$22,000,000 \times 1.0 \times (1 - 30\%) = 15,400,000$
宅地L	子 A	2 41,125,946	$(180,000 \times 1.00 + 160,000 \times 1.00 \times 0.03) \times 288\text{m}^2 = 53,222,400$ $53,222,400 - 53,222,400 \times \frac{0.5\text{m} \times 18\text{m}}{288\text{m}^2} \times 0.7 = 52,058,160$ $52,058,160 \times (1 - 70\% \times 30\%) = 41,125,946 (\text{円未満切捨})$
宅地M	養子 E	2 10,240,000	$660,000 \times 12 + 2,900,000 \times \frac{80}{100} = 10,240,000$
O社社債	孫 G	2 10,179,370	$100.20 + 100 \times 2.5\% \times \frac{292\text{日}}{365\text{日}} \times (1 - 20.315\%) = 101.7937$ $101.7937 \times \frac{10,000,000}{100} = 10,179,370$
P受益証券	子 C	2 7,591,700	$15,800 \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}} - 197,600 - 95 \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}}$ $- 15,800 \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}} \times 0.8\% = 7,591,700$
Qゴルフ会員権	養子 D	2 7,949,000	$5,000,000 + 3,000,000 \times 0.983 = 7,949,000$ $\text{※ } 6\text{年}6\text{月} \rightarrow 7\text{年} \therefore 0.983$
R銀行定期預金	孫 F	2 26,008,288	$26,000,000 + 26,000,000 \times 0.10\% \times \frac{146\text{日}}{365\text{日}} \times (1 - 20.315\%)$ $= 26,008,288$ $\text{※ } \text{源泉徴収税額円未満切捨}$

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないN社株式)の価額の計算 (8点)

イ 評価方法の判定

(単位:円)

$\frac{200\text{個}(\text{乙}) + 500\text{個}(\text{A}) + 50\text{個}(\text{D})}{1,000\text{個}} = 75\% > 50\% \geq 25\%$ <p>∴ 乙、A及びDは同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主であるため、原則的評価方式。 2</p>

ロ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位:円)

計 算 過 程	
※1	※2
(1) $865,371,000 - 366,800,000 = 498,571,000$	
※1 $812,054,000 + 266,587,200 \times \frac{20}{100}$ (千円未満切捨) = 865,371,000	
※2 $340,800,000 + 20,000,000 + (12,000,000 - 1,000,000 \times 6月) = 366,800,000$	
(2) $584,600,000 - 366,800,000 = 217,800,000$	
(3) $\frac{(1) - (1) - (2) \times 37\% \text{ (千円未満切捨)}}{100,000株} = 3,946 \text{ (円未満切捨)} \boxed{2}$	

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
N社株式	配偶者乙	$\boxed{2}$ 63,580,000	(1) 類似業種比準価額
	子 A	15,895,000	① 1株当たりの資本金等の額 $80,000,000 \div 100,000株 = 800$
	養子 D	15,895,000	② 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 $80,000,000 \div 50 = 1,600,000株$
			③ ③の金額 $\frac{(2,100,000 + 3,200,000) \div 2}{1,600,000株} = 1.6 \text{ (10銭未満切捨)}$
			④ ④の金額 $88,700,000 > (88,700,000 + 80,750,000) \div 2 = 84,725,000$ $\therefore \frac{84,725,000}{1,600,000株} = 52 \text{ (円未満切捨)}$
			⑤ ⑤の金額 $\frac{435,000,000}{1,600,000株} = 271 \text{ (円未満切捨)}$
			⑥ 類似業種比準価額 $\frac{1.6 \text{ (0.43)} + \frac{52}{80} \text{ (0.65)} + \frac{271}{191} \text{ (1.41)}}{3} \times 0.7$ $= 198.7 \text{ (10銭未満切捨)}$ $198.7 \times \frac{800}{50} = 3,179 \text{ (円未満切捨)} \boxed{2}$
			※1 342、348、344、358、349 ∴ 342 ※2 小数点以下第2位未満切捨
			(2) 評価額 $3,179 < 3,946 \quad \therefore 3,179$ $3,179 \times 20,000株 = 63,580,000$ $3,179 \times 5,000株 = 15,895,000$ $3,179 \times 5,000株 = 15,895,000$

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算 (6点)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等			
S生命保険	配偶者乙	② 10,000,000	$30,000,000 - 20,000,000 = 10,000,000$
T生命保険	養子D	20,000,000	$40,000,000 \times 50\% = 20,000,000$
U生命保険	子C	30,000,000	
非課税金額	配偶者乙	$\Delta 5,000,000$	① $5,000,000 \times 6人 = 30,000,000$
	養子D	$\Delta 10,000,000$	② $10,000,000 + 20,000,000 + 30,000,000 = 60,000,000$
	子C	$\Delta 15,000,000$	③ ① < ② ∴
			$30,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{10,000,000}{60,000,000} = 5,000,000 \\ \frac{20,000,000}{60,000,000} = 10,000,000 \\ \frac{30,000,000}{60,000,000} = 15,000,000 \end{array} \right.$
退職手当金等			
N社死亡退職金	配偶者乙	② 26,000,000	$20,000,000 + (12,000,000 - 1,000,000 \times 6月) = 26,000,000$
非課税金額	配偶者乙	$\Delta 26,000,000$	$5,000,000 \times 6人 = 30,000,000 \geq 26,000,000 \quad \therefore 26,000,000$
租税特別措置法第70条の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額			
財産の種類	適用者	相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額	
S生命保険	配偶者乙	20,000,000	} ②
U生命保険	子C	宗教法人に対する贈与は、措置法70条の非課税の適用なし。	

(4) 小規模宅地等の特例の計算 (2点)

(単位:円)

計 算 過 程		
① 特例対象宅地等 (対象資産及び減額割合 $\frac{2}{1}$)		
乙 (特定居住用宅地等)	$78,848,000 \div 256\text{m}^2 \times \frac{80}{100} \times 330 = 81,312,000$	
A (特定同族会社事業用宅地等)	$213,269,760 \div 330\text{m}^2 \times \frac{80}{100} \times 400 = 206,807,040$	
A (貸付事業用宅地等)	$41,125,946 \div 288\text{m}^2 \times \frac{50}{100} \times 200 = 14,279,842$	
② 調整計算による減額金額		
A (特定同族会社事業用宅地等) から 330m^2 $\left[\frac{330\text{m}^2}{400\text{m}^2} = 82.5\% \right]$ 及び		
乙 (特定居住用宅地等) から 57.75m^2 $\{330\text{m}^2 \times (1 - 82.5\%)\}$ を選択する。		
A	$213,269,760 \times \frac{330\text{m}^2}{330\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 170,615,808$	
乙	$78,848,000 \times \frac{57.75\text{m}^2}{256\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 14,229,600$	
$170,615,808 + 14,229,600 = 184,845,408$		
③ 併用計算による減額金額		
乙	$78,848,000 \times \frac{256\text{m}^2}{256\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 63,078,400$	
A	$213,269,760 \times \frac{330\text{m}^2}{330\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 170,615,808$	
$63,078,400 + 170,615,808 = 233,694,208$		
④ ②<③ ∴ ③		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地H	配偶者乙	63,078,400
宅地J	子 A	170,615,808

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位:円)

債務及び葬式費用	負担者	金 額	計 算 過 程
債務	子 A	2,720,000	$800,000 + 620,000 + 1,300,000 = 2,720,000$
葬式費用	配偶者乙	5,500,000	$5,000,000 + 500,000 = 5,500,000$ ※ 香典返しの費用、初七日法要の費用及び相続登記に要した登録免許税は控除できない。

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計 算 過 程
平成29年	配偶者乙	4,000,000	$48,000,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} = 24,000,000$ ※ $24,000,000 - 20,000,000 = 4,000,000$ ※ $24,000,000 \geq 20,000,000 \quad \therefore 20,000,000$
平成29年	養子E	8,000,000	※ $15,000,000 - 7,000,000 = 8,000,000$ ※ $15,000,000 > 7,000,000 \quad \therefore 7,000,000$

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計 算 過 程
平成28年	子 C	35,000,000	
平成29年	子 C	4,000,000	

(8) 相続人等の課税価格の計算 (4点)

(単位:円)

相続人等区分	配偶者乙	子 A	子 C	養子 D	養子 E	孫 F	孫 G	宗教法人A
相続又は遺贈による取得財産	103,349,600	115,074,898	7,591,700	23,844,000	10,240,000	26,008,288	10,179,370	
みなし取得財産	5,000,000		15,000,000	10,000,000				
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産			39,000,000					
債務及び葬式費用	2 {△5,500,000}	△2,720,000						
生前贈与加算(暦年課税分)	2 {4,000,000}				8,000,000			
課税価格(1,000円未満切捨て)	106,849,000	112,354,000	61,591,000	33,844,000	18,240,000	26,008,000	10,179,000	

2 納付すべき相続税額の計算 (14点)

(1) 相続税の総額の計算 (2点)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
369,065		30,000+6,000×6人=66,000	303,065
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円 151,532	円 43,612,800
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
養子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
養子 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
孫 F			
孫 G	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
合計	6人 1		(100円未満切捨て) 63,918,800 円

(注) 法定相続分及び法定相続人の数ができて2

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算 (8点)

(単位:円)

相続人等 区分	配偶者乙	子 A	子 C	養子 D	養子 E	孫 F	孫 G	宗教法人A
算出税額	18,505,303	19,458,720	10,667,017	5,861,482	3,159,006	4,504,356	1,762,912	
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額					900,871		
	贈与税額控除額 (暦年課税分)	△335,000			②△1,170,000			
	配偶者の 税額軽減額	△18,170,303						
	障害者 控除額			②△7,000,000				
	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)		②△2,800,000					
差引税額	0	19,458,720	867,017	5,861,482	1,989,006	5,405,227	1,762,912	
納付税額 (100円未満切捨て)	② { 0	19,458,700	867,000	5,861,400	1,989,000	5,405,200	1,762,900}	

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算 (4点)

(単位:円)

加算及び控除の 項目	対象者	金額	計 算 過 程
相続税額の2割 加算 (対象者②)	孫 F	900,871	$4,504,356 \times \frac{20}{100} = 900,871$
贈与税額控除 (暦年課税分)	配偶者乙 養子 E	335,000 1,170,000	$(24,000,000 - 20,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 335,000$ $(8,000,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,170,000$
配偶者の税額軽 減 (計算パターン②)	配偶者乙	18,170,303	(1) $18,505,303 - 335,000 = 18,170,303$ (2)① $369,065,000 \times \frac{1}{2} = 184,532,500 \geq 160,000,000$ $\therefore 184,532,500$ ② 106,849,000 ③ ① > ② $\therefore 106,849,000$ ④ $63,918,800 \times \frac{106,849,000}{369,065,000} = 18,505,303$
障害者控除	子 C	7,000,000	(3) (1) ≤ (2)④ $\therefore 18,170,303$ $200,000 \times (85歳 - 50歳) = 7,000,000$ ※ S 43. 6. 10 ~ H 31. 4. 15 $\therefore 50歳$
贈与税額控除 (相続時精算課税分)	子 C	2,800,000	(1) 平成28年 ※ $(35,000,000 - 25,000,000) \times 20\% = 2,000,000$ ※ $35,000,000 > 25,000,000 \therefore 25,000,000$ (2) 平成29年 $4,000,000 \times 20\% = 800,000$ (3) (1) + (2) = 2,800,000

▶解答への道◀

1 相続人・法定相続人

養子D及び養子Eは、配偶者乙の連れ子で被相続人甲と養子縁組をしているため、みなし実子となり、養子の数の算入制限は受けない。なお、相続税の総額の答案用紙に孫Fが法定相続人として印字されているが、孫Fは法定相続人に該当しないため、相続分は存在しない。

2 財産評価

(1) 宅地H

自用地として評価する。なお、がけ地部分を有するため、がけ地補正率を乗じて評価する。

(2) 宅地J

被相続人甲がN社に賃貸借契約により貸し付けており、土地の無償返還に関する届出書が提出されているため、自用地価額に100分の80を乗じて評価する。なお、奥行が長大な宅地に該当するため、奥行長大補正率の乗じ忘れに注意すること。

(3) 家屋K及び宅地L

被相続人甲は家屋Kを賃貸借契約により貸し付けているため、家屋Kを貸家として評価するとともに、宅地Lを貸家建付地として評価する。なお、宅地Lはセットバックを必要とする宅地であるため、次の算式により自用地価額を求める。

$$\text{自用地としての価額} - \text{自用地としての価額} \times \frac{\text{将来、建物の建替え時等に道路敷きとして提供しなければならない部分の地積}}{\text{宅地の総地積}} \times 0.7$$

本問の場合、2路線に接しているがセットバックが必要な部分は幅員3mの方の路線であるため、セットバックを必要とする部分の地積は「0.5m×18m=9㎡」となる。

(4) 宅地M

造成中の土地であるため、次の算式により評価する。

$$\text{その土地の造成工事着手直前の地目により評価した課税時期における価額} + \text{その宅地の造成に係る費用現価} \times \frac{80}{100}$$

※ 費用現価とは、課税時期までに投下した費用の額を課税時期の価額に引き直した額の合計額をいう。

(5) N社株式（取引相場のない株式）

① 評価方式の判定

配偶者乙、子A及び養子Dは、同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主に該当するため、全員、原則的評価方式により評価する。

② 原則的評価方式による評価額

N社は、一般の大会社であるため、次の算式により評価する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(原則) 類似業種比準価額} \\ \text{(選択) 1株当たりの純資産価額} \end{array} \right\} \text{低い方}$$

③ 類似業種比準価額

次の算式により計算した金額による。

$$A \times \frac{\frac{B}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{3}}{3} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{大会社 } 0.7 \\ \text{中会社 } 0.6 \\ \text{小会社 } 0.5 \end{array} \right\} \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) 符号の意味

A=類似業種の株価

B=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

C=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

D=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

③=評価会社の1株（50円）当たりの配当金額

④=評価会社の1株（50円）当たりの利益金額

⑤=評価会社の1株（50円）当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

なお、評価会社の各比準要素（③④⑤）は、次の算式により計算する。

③=評価会社の1株(50円)当たりの配当金額

$$\frac{\text{直前期末以前2年間における配当金額の合計額(無配は0円)}}{\text{直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合)}} \times \frac{1}{2} \quad (10\text{銭未満切捨})$$

④=評価会社の1株(50円)当たりの利益金額

$$\frac{\text{直前期末以前1年間における利益金額※}}{\text{直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合)}} \quad (\text{円未満切捨})$$

※ 「直前期末以前2年間における利益金額の合計額÷2」とすることができる。

⑤=評価会社の1株(50円)当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

$$\frac{\text{直前期末における資本金等の額及び利益積立金額の合計額※}}{\text{直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合)}} \quad (\text{円未満切捨})$$

④ 1株当たりの純資産価額

1株当たりの純資産価額は、次の算式により計算した金額による。

$$\frac{A - (A - B) \times 37\%}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

A = 課税時期における相続税評価額による純資産価額

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税時期における相続税} \\ \text{評価額による総資産価額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{課税時期における} \\ \text{負債の金額の合計額} \end{array} \right] \right]$$

B = 課税時期における帳簿価額による純資産価額

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税時期における帳簿} \\ \text{価額による総資産価額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{課税時期における} \\ \text{負債の金額の合計額} \end{array} \right] \right]$$

※1 宅地Jに係る借地権の額が計上されていないため、宅地Jの評価額のうち20%相当額を資産の金額(相続税評価額によって計算した金額)に計上する。なお、20%相当額に千円未満の端数があるため、千円未満を切捨てる。

※2 法人税等相当額は千円未満を切捨てる。

(7) P受益証券

基準価額、解約手数料及び信託財産留保額は10,000口当たりの金額が与えられているため、換算を忘れないこと。

(8) Qゴルフ会員権

取引相場がないため、会員となるための条件により評価方法を決める。本問では、株主かつ預託金の預託により評価するため、株式の価額と預託金の返還可能額の合計額を評価額とする。

3 小規模宅地等の特例

(1) 宅地H

被相続人甲の居住の用に供されていた宅地を、配偶者乙が取得しているため、無条件で特定居住用宅地等に該当する。

(2) 宅地J

次の要件を満たすため、特定同族会社事業用宅地等に該当する。

- ① 被相続人又は同一生計親族が法人に対し賃貸借契約により宅地等又は家屋を貸し付けていること
- ② 被相続人及びその同族関係者の直前の持株割合が50%超に該当していること
- ③ 法人が不動産貸付業以外の事業を営んでいること
- ④ 宅地の取得者が被相続人の親族であること
- ⑤ 宅地の取得者が申告期限において法人の役員であること
- ⑥ 法人が申告期限において事業を営んでいること
- ⑦ 宅地の取得者が申告期限において宅地を所有していること

(3) 宅地L

被相続人甲が平成30年3月31日以前から不動産貸付事業の用に供していた宅地を、事業承継親族である子Aが取得し、継続要件を満たすため、貸付事業用宅地等に該当する。

4 みなし財産

(1) S生命保険

被相続人甲が被保険者であり、被相続人甲が保険料の全額を負担しているため、保険金受取人が取得した保険金に対して相続税が課税される。なお、保険金のうち一部を国に贈与しているため、措置法70条の非課税の適用がある。

(2) T生命保険

被相続人甲が被保険者であり、被相続人甲が保険料の50%を負担しているため、保険金受取人が取得した保険金のうち負担割合を乗じた金額に対して相続税が課税される。なお、終身定期金に該当するが、受取人である養子Dの年齢等が与えられていないため、一時金の金額で評価する。

(3) U生命保険

被相続人甲が被保険者であり、被相続人甲が保険料の全額を負担しているため、保険金受取人が取得した保険金に対して相続税が課税される。なお、保険金のうち一部を宗教法人に贈与しているが、宗教法人に対する贈与は措置法70条の非課税の適用対象とはならない。

5 生前贈与

(1) 子Cは、平成28年に贈与により取得した現金35,000,000円について、精算課税を選択している。したがって、被相続人甲の相続に際して、相続時精算課税適用財産として相続税の課税価格に加算される。

また、平成29年に被相続人甲から贈与により取得した上場株式についても相続時精算課税適用財産に該当し、贈与時の相続税評価額4,000,000円で加算する。

(2) 養子Eは、相続又は遺贈により財産を取得しており、相続開始前3年以内に、被相続人甲から贈与により財産を取得しているため、その贈与により取得した財産について生前贈与加算の対象となる。

なお、平成29年に贈与により取得した15,000,000円については「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けており、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用家屋等以外の住宅用家屋に該当する。契約日が与えられていないため、平成29年中の契約と考え、7,000,000円が非課税限度額となる。

6 税額控除等

(1) 2割加算

孫Fは、一親等の血族及び代襲して相続人となった孫に該当しないため、2割加算の対象となる。

(2) 贈与税額控除額(暦年課税)

養子Eについては、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けていることから、養子Eは特定受贈者に該当し、贈与年1月1日時点での年齢は20歳以上となるため、特例税率により計算している。

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

▶計算合格ライン◀

合格確実ラインは44点程度、ボーダーラインは38点程度であると思われる。

●おわりに

合格確実ラインは89点程度、ボーダーラインは73点程度であると思われる。